

答申第 889 号

諮問第 1555 号

件名：平成 28 年度県教委関係人事異動案（小・中）等の一部開示決定に関する  
件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において不開示とし、審査請求の対象となった免許状の種類及び教科のうち、免許状の種類を不開示としたことは妥当であるが、免許状の教科については開示すべきである。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 6 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 7 月 12 日付けで行った一部開示決定を取り消し、免許状の種類及び教科の開示を求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

ア 本件開示請求対象文書は、「県教委関係人事異動案」であり、その内容は、主に指導主事の異動に関するものである。

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）は、指導主事の職務等について、以下のように定めている。

「指導主事は上司の命を受け、学校…における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。」

「指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。」

ウ つまり、指導主事の職務は、学校の教職員を指導する立場にある。そのような立場の者であるがゆえに、どのような免許状を有しているのか、また専門教科は何であるのか、職務上明らかにされるべきは、言を俟たない。この場合、断じて個人情報ではない。（指導主事ではない県教委職員が、仮に教員免許状を有していても「不開示」情報として処理されることに同意する。）

エ 例えば、各中学校の学校管理案には、教員名と共に担当教科名の記載がある。このことは、当該教員の免許状記載の「教科」名を明示しているといつてよいであろう。

オ なぜ、指導主事については、個人識別情報として「教科」等を不開示にするのか、大いに疑問である。

カ 例えば、開示文書の中に、氏名、所属学校名、現在職名（教諭）は開示、教科名は不開示という例があるが、教諭の所属学校の学校管理案により、担当教科名は直ちに明らかになるから、専攻「教科」も特定される。

キ 本件は、まさに指導主事という特殊職務上明らかにすべき情報を、一般的個人情報と混同し処理したことに誤りがあり、請求どおり開示されるべきである。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県教育事務所（以下「県教育事務所」という。）及び県教育事務所が所管する各市町村教育委員会の平成28年度の定期人事異動に関して、県教育委員会が作成又は取得した文書である。県教育委員会は、対象となる行政文書を別表の1欄に掲げる文書1（以下「文書1」という。同欄に掲げる文書2以下も同様とする。）から文書19までのとおり特定し、同表の3欄に掲げる部分を不開示しないこととして一部開示決定としたものである。

名古屋市を除く市町村立小中学校の教職員は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項において、県費負担教職員の任命権は、都道府県教育委員会に属すると規定されているため、人事異動については県教育委員会が行うことになる。

人事異動を行う際の手続きについては、「県費負担教職員の任免その他の人事取扱について」（昭和31年11月9日付け教職第1414号教育長通知）に規定されている。その中で、校長及び教頭の場合は、教育事務協議会又は市町村教育委員会（以下「協議会又は市町村委員会」という。）が所管の県教育事務所長を経由して県教育委員会に内申し、所管の県教育事務所長は意見を附して副申するものとしている。また、校長及び教頭以外の教職員の場合は、協議会又は市町村委員会が内申書類を作成し、所管の県教育事務所長に提出することとしている。この内申及び副申が文書2から文書19までであり、その副申等に基づき県教育委員会が作成した定期人事異動案が文書1である。なお、教育事務協議会とは、関係市町の教育委員会か

ら構成され、相互に連絡調整を図ることを目的に、県費負担教職員の任免その他の進退の内申に関する事務等を執行する組織である。

ア 文書1について

文書1は、県教育事務所長から送付された副申等に基づき、県教育委員会が作成した県教育事務所及び各県教育事務所が所管する各市町村教育委員会の平成28年度の定期人事異動案であり、請求対象外の尾張教育事務所分を除く4事務所1支所分である。

当該文書には、転出者及び後任者の所属、職名、氏名、年齢、性別、学歴及び現職年、転出者の転出先及び転出先の職名並びに後任者の経歴が記載されている。

イ 文書2から文書19までについて

文書2から文書19までは、県教育委員会が人事異動案を作成するに当たって、請求対象外の県教育委員会尾張教育事務所を除く県教育事務所から県教育委員会に送付があった副申及び内申である。

(ア) 文書2から文書6までについて

文書2から文書6までは、県教育委員会海部教育事務所から県教育委員会に送付された副申及び内申であり、文書2は中学校校長、文書3は中学校教頭、文書4は小学校校長、文書5は中学校の一般教員、文書6は小学校の一般教員に関する副申及び内申である。

当該文書は、海部地方教育事務協議会長が県教育委員会宛てに県教育委員会海部教育事務所長（以下「海部教育事務所長」という。）に送付した内申及び海部教育事務所長が意見を附して、県教育委員会教育長宛てに送付した副申で構成されている。

副申には、標題、海部教育事務所長の意見等が、内申には、標題、人事発令の依頼をする職員の発令年月日、氏名、所属学校名、現在職名、現在給料の級号給並びに免許状の種類及び教科が記載されている。

(イ) 文書7から文書13までについて

文書7から文書13までは、県教育委員会知多教育事務所から県教育委員会に送付された副申及び内申であり、文書7は中学校校長、文書8は小学校校長、文書9は小学校教頭、文書10は小学校主幹教諭、文書11は小学校教諭、文書12は中学校教諭、文書13は小学校養護教諭に関するものである。

当該文書は、知多地方教育事務協議会長が県教育委員会宛てに県教育委員会知多教育事務所長（以下「知多教育事務所長」という。）に送付した内申及び知多教育事務所長が意見を附して、県教育委員会事務局長宛てに送付した副申で構成されている。

副申には、標題、知多教育事務所長の意見等が、内申には、標題、人事発令の依頼をする職員の発令年月日、氏名、新任職名、現在職名並びに免許状の種類及び教科が記載されている。

(ウ) 文書 14 について

文書 14 は、県教育委員会西三河教育事務所（以下「西三河教育事務所」という。）から県教育委員会に送付された副申及び内申である。

当該文書は、西三河教育事務所が所管する関係市町教育委員会が県教育委員会宛てに県教育委員会西三河教育事務所長（以下「西三河教育事務所長」という。）に送付した内申及び西三河教育事務所長が意見を附して、県教育委員会教育長宛てに送付した副申で構成されている。

副申には、標題、西三河教育事務所長の意見、事務局採用予定者名簿等が、内申には、標題、人事発令の依頼をする職員の発令年月日、氏名、新任職名、現在職名、現在給料の級号給並びに免許状の種類及び教科が記載されている。

(エ) 文書 15 から文書 19 までについて

文書 15 から文書 19 までは、県教育委員会東三河教育事務所（以下「東三河教育事務所」という。）から県教育委員会に送付された副申及び内申である。文書 15 は中学校校長、文書 16 は中学校教頭、文書 17 は小学校校長、文書 18 は小学校教頭、文書 19 は小学校及び中学校の教諭に関するものである。

当該文書は、東三河教育事務所が所管する関係市教育委員会が県教育委員会宛てに県教育委員会東三河教育事務所長（以下「東三河教育事務所長」という。）に送付した内申及び東三河教育事務所長が意見を附して、県教育委員会教育長宛てに送付した副申で構成されている。

副申には、標題、東三河教育事務所長の意見等が、内申には、標題、人事発令の依頼をする職員の発令年月日、氏名、新任職名、現在職名、現在給料の級号給並びに免許状の種類及び教科が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 審査請求人は、審査請求書において、「「免許状の種類及び教科」の開示を求める」と記載しており、免許状の種類及び教科以外の不開示部分については審査請求の対象外と解されることから、以下、別表の 3 欄に掲げる部分のうち免許状の種類及び教科を不開示とした理由について述べる。

イ 免許状の種類及び教科には、当該職員の教育職員免許の取得状況が記載されている。教育職員免許は、個人が取得する個人の資格に関する情報であるため、免許状の種類及び教科は個人に関する情報である。また、免許状の種類はその者の学歴によって異なるものである。例えば、中学校教諭の場合、専修、一種、二種の免許状があり、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)において、それぞれの免許状を授与するには、基礎資格として修士、学士、短期大学士の学位を有する必要があるとされている。そのため、免許状の種類は、同時に学歴に関する情報でもある。

よって、免許状の種類及び教科は、個人に関する情報であって、特定

の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

免許状の種類及び教科は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。

また、人事異動案に記載のある職員は公務員であるが、教育職員免許は、当該公務員が、大学、短期大学、専門学校等の指定教員養成機関に入学し、法令で定められた科目及び単位を修得して卒業した後、各都道府県教育委員会に教員免許状の授与申請を行うことによって取得するものであって、県教育委員会等が各教員に取得を命じるものではない。よって、教育職員免許は、個人が公務員としての立場を離れて、私的に取得するものであるといえ、個人が保有する資格情報であると評価されることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、条例第7条第2号ただし書ハにも該当しない。

さらに、条例第7条第2号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

ウ 以上のことから、免許状の種類及び教科は、条例第7条第2号に該当する。

### (3) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書において、指導主事は学校の教職員を指導する立場であり、どのような免許状を有しているか、専門科目は何であるのか、職務上明らかにされるべき旨主張をしている。しかし、前記(2)で述べたとおり、免許状の種類及び教科は職務の遂行に係る情報ではない。

教育職員免許法第3条第1項において、「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない」とされており、教育職員免許状は、学校で教員として児童・生徒を教育・指導するために必要なものである。指導主事は学校の教員を指導する立場であって、学校で教員として児童・生徒を教育・指導する教育職員の立場とは異なるものであるため、指導主事は、法律上免許状を必要としていない。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第3項において、指導主事は「教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する」とされており、教育に関する一般的な指導を行うものであり、免許状の情報とは関係のない職務である。

さらに、学校の校務をつかさどり学校の教員等を監督する立場である校長の資格でさえも、教育職員免許を保有した上で特定の職に5年以上あった場合（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20

条第 1 号) の他、「教育に関する職に 10 年以上あったこと」(同規則第 20 条第 2 号) によってもみることができる。さらに、教育に関する職に就いたことがない者でも、学校の運営上特に必要がある場合には、校長として任命し又は採用することができる(同規則第 22 条) ことから、教育職員免許の有無と教員を指導する立場とは必ずしも結びつくものではない。

イ また、審査請求人は、審査請求書において、各中学校の学校管理(経営) 案には、教員名と共に担当教科名の記載があり、当該教員の免許状記載の教科名を明示しているといえる旨主張している。この点について、専門科目(教科) については、審査請求人の主張するとおり、学校経営案を見れば担当教科により知ることができる。しかし、担当教科と個人が所有している免許状の教科とは異なるものであり、複数教科の免許状を保有している者もいるところ、複数免許状保有者は、必ずしも保有する免許状に対応する科目全てを学校において担当する訳ではない。よって、学校経営案上に記載されている科目と、本件行政文書上に記載された免許状の種類及び科目が一致するものではない。

免許状を取得することは個人の自由であり、私的な資格という面を有する中、職務上教員免許の資格が必要になるという理由により、その者が取得している免許状の種類及び教科に関する情報を開示することは、不当に個人に関する情報を公にすることになるため不開示としたものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、県教育事務所及び県教育事務所が所管する各市町村教育委員会の平成 28 年度の定期人事異動に関して県教育委員会が作成又は取得した文書であり、その構成及び記載内容は、前記 3(1) で実施機関が説明するとおりであると認められる。

また、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件行政文書には学校から県教育委員会又は市町村教育委員会の事務局等への教員

の異動について記載されており、学校から学校への教員の異動は記載されていないとのことである。

実施機関は、別表の3欄に掲げる部分を条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

なお、審査請求人は、本件審査請求書において、免許状の種類及び教科の開示を求める旨記載していることから、実施機関が不開示とした別表の3欄に掲げる部分のうち、年齢欄、学歴欄及び給料の号給は、本件審査請求の対象となっていないことが認められる。よって、当審査会においては、以下、免許状の種類及び教科の不開示情報該当性について判断する。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、免許状の種類及び教科が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

本件行政文書に記載された教員の免許状の種類及び教科は、当該免許状を保有する者の氏名と併せて記載されており、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

(ア) 本件行政文書に記載された免許状の種類及び教科の情報は、教科の情報及び種類の情報に区分することができることから、以下、免許状の教科及び免許状の種類についてそれぞれ検討する。

(イ) 免許状の教科について

実施機関は、免許状の教科は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、担当教科と個人が所有している免許状の教科とは異なるものであると主張している。

この点について、教員が学校で勤務している場合にどの教科を担当しているかという情報は、学校関係者、地域住民等であれば当然了知し得る情報であることから、公知の情報であるといえる。そして、実施機関の主張するように、担当教科と個人が所有している免許状の教科とは異なるものであって、本件行政文書作成時点において免許状を

有する教科を担当していない場合があるとしても、教員が特定の教科の免許状を有する以上、その職歴を通じて当該教科を全く担当しないことは例外的であると考えられることから、教員がどの教科の免許を有しているかは、公にされ、又は公にされることが予定されている情報であると解される。このことは、学校から県教育委員会又は市町村教育委員会の事務局等への異動に係る文書である本件行政文書に記載の情報であっても異なるところはない。よって、免許状の教科は、条例第7条第2号ただし書イに該当する。

(ウ) 免許状の種類について

実施機関によれば、例えば、中学校教諭の場合、専修、一種及び二種の免許状があり、教育職員免許法において、それぞれの免許状を授与するには、基礎資格として修士、学士又は短期大学士の学位を有する必要があるとされているとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、免許状の種類として「中専」、「中1」及び「中2」といった記載がされていることが認められた。

前記(イ)において述べたように、免許状の教科は、公にされ、又は公にされることが予定されている情報と解されるが、免許状の教科が明らかであったとしても、その種類が「専修」、「一種」又は「二種」のいずれであるかが明らかとなるものではなく、また、免許状取得のために基礎資格として学位を有する必要がある、個人の学歴に関する情報ともいえることからすると、個人が保有する資格としての性質を有するものであり、教員の通常の職務の中でそれを他の者に対して公にすべき場面は想定されないことから、免許状の種類は、公にされ、又は公にされることが予定されている情報とはいえず、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、前述したとおり、免許状の種類は個人が保有する資格としての性質を有する情報であって、職務の遂行に係る情報とはいえないことから条例第7条第2号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、免許状の種類及び教科のうち、免許状の種類は条例第7条第2号に該当するが、免許状の教科は同号に該当しない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。



別表

1 行政文書の名称	2 内訳	3 実施機関が開示しないこととした部分
文書 1 平成 28 年度 県教委関係人事異動案 (小・中)	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢欄</li> <li>・ 学歴欄</li> </ul>
文書 2 校長[中・切替退職]の人事について (副申)(平成 29 年 3 月 9 日付け)	校長[中・切替退職]の人事について (副申)(海部教育事務所長分)	なし
	校長(中・切替退職)の人事について (内申)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給料の号給</li> <li>・ 免許状の種類及び教科</li> </ul>
文書 3 教頭[中・切替退職]の人事について (副申)(平成 29 年 3 月 9 日付け)	教頭[中・切替退職]の人事について (副申)(海部教育事務所長分)	なし
	教頭(中・切替退職)の人事について (内申)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給料の号給</li> <li>・ 免許状の種類及び教科</li> </ul>
文書 4 校長[小・切替退職]の人事について (副申)(平成 29 年 3 月 9 日付け)	校長[小・切替退職]の人事について (副申)(海部教育事務所長分)	なし
	校長(小・切替退職)の人事について (内申)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給料の号給</li> <li>・ 免許状の種類及び教科</li> </ul>
文書 5 一般教員[中・切替退職]の人事について (副申)(平成 29 年 3 月 9 日付け)	一般教員[中・切替退職]の人事について (副申)(海部教育事務所長分)	なし
	一般教員(中・切替退職)の人事について (内申)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給料の号給</li> <li>・ 免許状の種類及び教科</li> </ul>
文書 6 一般教員[小・切替退職]の人事について (副申)(平成 29 年 3 月 9 日付け)	一般教員[小・切替退職]の人事について (副申)(海部教育事務所長分)	なし
	一般教員(小・切替退職)の人事について (内申)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給料の号給</li> <li>・ 免許状の種類及び教科</li> </ul>
文書 7 中学校長(切替退職)の人事について (副申)(平成 29 年 3 月 8 日付け)	中学校長(切替退職)の人事について (副申)(知多教育事務所長分)	なし
	中学校長の切替退職について (内申)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免許状の種類及び教科</li> </ul>
文書 8 小学校長(切替退職)	小学校長(切替退職)の人事について (副申)(知多教育事務所長分)	なし

職)の人事について(副申)(平成29年3月8日付け)	小学校長の切替退職について(内申)	・免許状の種類及び教科
文書9 小学校教頭(切替退職)の人事について(副申)(平成29年3月8日付け)	小学校教頭(切替退職)の人事について(副申)(知多教育事務所長分)	なし
	小学校教頭の切替退職について(内申)	・免許状の種類及び教科
文書10 小学校主幹教諭(切替退職)の人事について(副申)(平成29年3月8日付け)	小学校主幹教諭(切替退職)の人事について(副申)(知多教育事務所長分)	なし
	小学校主幹教諭の切替退職について(内申)	・免許状の種類及び教科
文書11 小学校教諭(切替退職)の人事について(副申)(平成29年3月8日付け)	小学校教諭(切替退職)の人事について(副申)(知多教育事務所長分)	・なし
	小学校教諭の切替退職について(内申)	・免許状の種類及び教科
文書12 中学校教諭(切替退職)の人事について(副申)(平成29年3月8日付け)	中学校教諭(切替退職)の人事について(副申)(知多教育事務所長分)	なし
	中学校教諭の切替退職について(内申)	・免許状の種類及び教科
文書13 小学校養護教諭(切替退職)の人事について(副申)(平成29年3月8日付け)	小学校養護教諭(切替退職)の人事について(副申)(知多教育事務所長分)	なし
	小学校養護教諭の切替退職について(内申)	・免許状の種類及び教科
文書14 事務局の採用について(副申)(平成29年3月3日付け)	事務局の採用について(副申)(西三河教育事務所長分)	なし
	事務局の採用について(内申)(幸田町教育委員会分)	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
	事務局の採用について(内申)(みよし市教育委員会分)	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
	事務局の採用について(内申)(高浜市教育委員会分)	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科

	事務局の採用について（内申）（西尾市教育委員会分）	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
	事務局の採用について（内申）（安城市教育委員会分）	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
	事務局の採用について（内申）（豊田市教育委員会分）	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
	事務職の採用について（内申）（刈谷市教育委員会分）	・免許状の種類及び教科
	事務局の採用について（内申）（碧南市教育委員会分）	・免許状の種類及び教科
	事務局の採用について（内申）（岡崎市教育委員会分）	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
文書 15 校長の人事について（副申）（平成 29 年 3 月 2 日付け）	校長の人事について（副申）（東三河教育事務所長分）	なし
	中学校校長の切替退職について（内申）（豊橋市教育委員会分）	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
文書 16 教頭の人事について（副申）（平成 29 年 3 月 2 日付け）	教頭の人事について（副申）（東三河教育事務所長分）	なし
	中学校教頭の切替退職について（内申）（豊川市教育委員会分）	・免許状の種類及び教科
文書 17 校長の人事について（副申）（平成 29 年 3 月 2 日付け）	校長の人事について（副申）（東三河教育事務所長分）	なし
	小学校校長の切替退職について（内申）（田原市教育委員会分）	・免許状の種類及び教科
	校長の（小学校・切替）退職について（内申）（蒲郡市教育委員会分）	なし
	小学校校長の切替退職について（内申）（豊川市教育委員会分）	・免許状の種類及び教科
	小学校校長の切替退職について（内申）（豊橋市教育委員会分）	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科
文書 18 教頭の人事について（副申）（平成 29 年 3 月 2 日付け）	教頭の人事について（副申）（東三河教育事務所長分）	なし
	小学校教頭の切替退職について（内申）（田原市教育委員会分）	・免許状の種類及び教科
文書 19 教諭の人事について（副申）（平成 29 年 3 月 14 日付け）	教諭の人事について（副申）（東三河教育事務所長分）	なし
	中学校教員の切替退職について（内申）（田原市教育委員会分）	・免許状の種類及び教科

	教諭の（小学校・切替）退職について（内申）（蒲郡市教育委員会分）	なし
	小学校教員の切替退職について（内申）（豊川市教育委員会分）	・免許状の種類及び教科
	愛知県教育委員会事務局勤務者の切替退職について（内申）（豊橋市教育委員会分）	・給料の号給 ・免許状の種類及び教科

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 4. 23	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 10. 23 (第559回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 12. 26 (第564回審査会)	審議
31. 1. 29 (第566回審査会)	審議
31. 2. 22 (第568回審査会)	審議
31. 3. 15	答申